遊休農地対策の流れ（利用状況調査～遊休農地等リストの公表）

意思どおり農地が

利用されていない場合、現地確認から

１か月以内に、機構と協議するよう勧告

（法第３６条）

非農地と判断

（運用第４の（４））

≪利用意向調査の対象にならない農地≫

１　非農地判断の手続きを準備している農地（＝再生利用が困難な農地）

２　法第４条第１項又は第５条第１項の許可に係るもの（法第３２条第６項）

３　中間管理法第２０条第２号（災害等により利用困難）に基づき、使用貸借等が解除された農地（規則第７７条第１号）

４　土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることになるもの（規則第７７条第２号）

農地に該当するか否かの判断

（運用第４の（１））

⑤ 再生利用が困難な農地（運用第３の１の（３）のウ）

・　農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難

・　農地として復元しても継続して利用することが見込めない

全農地

利用状況調査（法第３０条）

④ その他

③ 自ら耕作

② 自ら権利の設定若しくは移転

【機構】　借入基準の適否判断

法第３５条第１項に基づく通知

利用意向調査（法第３２条、３３条）

非農地と判断

③ 法第３２条第１項第２号

農業上の利用の程度が、

周辺の農地利用の程度に比べ、著しく劣っている

① 法第３２条第１項第１号（緑区分）

人力や農業機械で、

草刈り等を行うことにより、直ちに耕作が可能

② 法第３２条第１項第１号（黄区分）

基盤整備事業の実施など、

農業的利用を図るための条件整備が必要

④ 法第３３条第１項

耕作の事業に従事する者が不在となり、

又は不在となることが確実（規則第７８条各号）

農地と判断

遊休農地等リストの作成・公表

基準に適合しない農地として農委に通知（運用第３の６の（２）のアの（ウ）の農地）

基準に適合しない旨を農委及び所有者等に通知（運用第３の６の（２）のアの（ア）の農地）

① 農地中間管理事業を利用する

①又は②に該当する農地

それ以外の農地

運用第３の５の（３）に基づく情報提供

意思どおり農地が

利用されていない場合、現地確認から

１か月以内に、機構と協議するよう勧告

（法第３６条）